

議案第4号

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
を、別紙のように定める。

令和4年11月30日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の概要について

1 制定理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴う職員の定年の引上げ等に係る必要な事項について、国に準じて定めるほか所要の措置を講じて整備するため、関係する12条例の一部改正及び廃止を一括して行おうとするものです。

2 制定内容

次の条例を一部改正し、又は廃止します。

No.	条例の名称	区分
1	高根沢町職員の給与に関する条例	一部改正
2	高根沢町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	一部改正
3	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	一部改正
4	高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	一部改正
5	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	一部改正
6	高根沢町職員の育児休業等に関する条例	一部改正
7	高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	一部改正
8	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	一部改正
9	高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	一部改正
10	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	一部改正
11	職員の降給に関する条例	一部改正
12	高根沢町職員の再任用に関する条例	廃止

3 改正内容

(1) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正 【第1条】

ア 現行の再任用職員及び再任用短時間勤務職員に代えて、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用が開始されることに伴い、当該職員の給料月額及び諸手当について定めます。

(第4条第11項、第10条第2項第2号、第13条第2項、第17条第3項、第17条の4第2項及び第17条の5並びに別表第1)

イ 役職定年等による場合の職を規則にて定める旨を定めます。(別表第2)

ウ 当分の間、60歳に到達した職員及び役職定年となった職員の給料月額は、最初の4月1日において当該職員の受ける号給に応じた額の7割とします。ただし、次の職員には適用しないこととします。(附則第13項から第15項まで)

- ・ 臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員
- ・ 役職定年をさせず引き続き管理監督職に留める特例を適用している職員
- ・ 定年年齢を超えて引き続き勤務する特例を適用している職員

エ 当分の間給料月額が7割となる措置の適用を受ける職員に係る権衡上必要と認められる場合の措置を定めます。(附則第16項から第20項まで)

オ その他字句等の見直し

(2) 高根沢町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正 【第2条】

懲戒処分のうち減給額の上限を規定します。(第3条)

(3) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、高根沢町職員の育児休業等に関する条例、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の降給に関する条例の一部改正 【第3条から第11条まで】

定年引上げ、定年前再任用短時間勤務職員の任用開始等に伴い、所要の改正をします。

(4) 高根沢町職員の再任用に関する条例の廃止 【第12条】

現行の再任用制度が廃止となることから、当該制度に係る条例を廃止します。

(5) 経過措置 【附則第2条から第8条まで】

条例の一部改正に伴い必要な経過措置を定めます。

4 施行日

令和5(2023)年4月1日

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>4 職員の昇給は、町規則で定める日に、同日前において町規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 55歳を超える職員が当該年齢に達した日の最初の4月1日以降の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>11 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額</u>は、<u>行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>4 職員の昇給は、町規則で定める日に、同日前において町規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 55歳を超える職員が当該年齢に達した日の最初の4月1日以降の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額</u>は、<u>行政職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第4条の2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」とい</u></p>

(通勤手当)

第10条

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等

う。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤手当)

第10条

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で町規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月

相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職

数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職

員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(時間外勤務手当)

員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する町規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する町規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

5

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する町規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合 (期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの (町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)) にあつては100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

5

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する町規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合 (期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの (町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)) にあつては100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の

属する月の町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第17条の5 第4条第3項から第10項まで及び第8条から第9条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは

の属する月の町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

（再任用職員についての適用除外）

第17条の5 第8条から第9条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

13 第10条第1項第2号に掲げる職員で4輪乗用自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項第2号の規定による額に、1,500円を限度として町規則で定める額を加算した額とする。

これを100円に切り上げるものとする。）とする。

14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第 号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 高根沢町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

15 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（町規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料

月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第17条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第13項から前項までに定めるもの
のほか、附則第13項の規定による給料月
額、附則第15項の規定による給料その他附
則第13項から前項までの規定の施行に関
し必要な事項は、町規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額 円	基準給 料月額 円	基準給 料月額 円	基準給 料月額 円	基準給 料月額 円	基準給 料月額 円	基準給 料月額 円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2中「又は司書長」を「、司書長その他町規則で定める職」に改める。

(高根沢町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和33年高根沢町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第14号)第17条に規定する時間外勤務に係る報酬、第18条に規定する休日勤務に係る報酬及び第19条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料の月額</u>の10分の1以下に相当する額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第14号)第17条に規定する時間外勤務に係る報酬、第18条に規定する休日勤務に係る報酬及び第19条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。))を減ずるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年高根沢町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第4条、第5条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年高根沢町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第19条 第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第19条 第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（町規則で定める職員を除く。）</p> <p><u>（5） 高根沢町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（6）</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。</u>）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（町規則で定める職員を除く。）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p><u>（3） 高根沢町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない</p>	<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p><u>（3）</u> （略）</p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない</p>

<p>職員)</p> <p>第9条</p> <p><u>(3) 高根沢町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。) (部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>職員)</p> <p>第9条</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。) (部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短</u></p>

時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特

時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又

殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定することが困難である職員について、町規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町規則で定める日数）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定することが困難である職員について、町規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町規則で定める日数）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高根沢町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣） 第2条</p>	<p>（職員の派遣） 第2条</p>

<p>2</p> <p><u>(5) 定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条</p> <p><u>(5) 定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>2</p> <p>(5) (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条</p> <p>(5) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高根沢町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(給与条例の適用除外等)

第11条

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。」と、給与条例第4条第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(給与条例の適用除外等)

第11条

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。」と、給与条例第4条第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の降給に関する条例の一部改正)

第11条 職員の降給に関する条例(平成28年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位</p>

の号給に変更することをいう。以下同じ。) 並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 高根沢町職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに高根沢町職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、高根沢町職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、町規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

の号給に変更することをいう。以下同じ。) とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 高根沢町職員の再任用に関する条例(平成12年高根沢町条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第13項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第6項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される高根沢町職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される高根沢町職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例

第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 高根沢町職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第10項まで、第8条から第9条の2までの規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、町規則で定める。
（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

（高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する高根沢町職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用については、同項中「）とする。」とあるのは、「）に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

(高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。